

## 附 則

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二百一条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「及び特定療養費」を「、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費」に改め、同条第七項中「(同法第八十六条第十二項において準用する場合を含む。)」及び「又は同法第八十六条第一項第一号の承認」を削る。